

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第1号
平成30年1月4日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

旅行業等からの暴力団排除の推進について(通達)

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)により改正された旅行業法(昭和27年法律第239号)において、旅行業等の登録拒否要件等に暴力団排除条項が整備され、平成30年1月4日に施行されることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との緊密な連携の下、旅行業等からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、別添「改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について」(平成29年12月28日付け観観産第622号)が発出されているので参考とされたい。

記

1 暴力団排除に関する規定

(1) 照会対象となる者

ア 旅行業、旅行業者代理業関係

- (ア) 第一種・第二種・第三種・地域限定旅行業の登録を受けようとする者又は第一種・第二種・第三種・地域限定旅行業者
- (イ) 旅行業者代理業の登録を受けようとする者又は旅行業者代理業者
- (ウ) 第一種・第二種・第三種・地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が選任した旅行業務取扱管理者
- (エ) 第一種・第二種・第三種・地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が選任した旅程管理業務主任者

イ 旅行サービス手配業関係

- (ア) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者又は旅行サービス手配業者
- (イ) 旅行サービス手配業者が選任した旅行サービス手配業務取扱管理者

ウ 旅行業協会関係

旅行業協会としての指定を受けようとする者又は旅行業協会

(2) 排除対象者

ア 旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない

者（以下「暴力団員等」という。）

(イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの

(ウ) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(エ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 旅行業務取扱管理者、旅程管理業務主任者、旅行サービス手配業務取扱管理者

(ア) 暴力団員等

(イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの

ウ 旅行業協会

役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

2 都道府県警察本部の対応

(1) 照会に対する回答

1 (1) の照会対象となる者（第一種旅行業の登録を受けようとする者及び第一種旅行業者、旅行業協会としての指定を受けようとする者及び旅行業協会並びに第一種旅行業者が選任した旅行業務取扱管理者及び旅程管理業務主任者（以下「第一種旅行業登録申請者等」という。）を除く。）が、排除対象に該当するか否か確認する必要がある場合は、旅行業等の登録制度等を主管する課の長（以下「登録制度等主管課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

なお、第一種旅行業登録申請者等が、排除対象であるか否かを確認するための照会は、観光庁観光産業課長から警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に対して行われる。照会に関して、警察庁が警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課に対して暴力団排除条項該当性について調査依頼を行った場合は、確実な資料に基づき、的確に対応すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長は、2 (1) による照会以外で、当該事業者が暴力団排除対象に該当すると認める事実を確認した場合、第一種旅行業者及び旅行業協会については観光庁観光産業課長に対し、第二種・第三種・地域限定旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者については当該事実が確認された区域を管轄する登録制度等主管課長に対し、通知を行うこと。

また、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

3 保護対策

旅行業等の登録制度等を主管する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

別記様式は省略

観 産 第 6 2 2 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県旅行業主管課長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 0 号）による改正後の旅行業法においては、第 6 条等において暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団等がその事業活動を支配する者を排除する条項が整備されました。

旅行業法の実務においては、通常、下記の照会対象となる者（以下「申請者等」という。）が暴力団員等に該当するか否かの確認は、申請者等から暴力団員等に該当しない旨の誓約書の提出を受けることを以て担保しているところですが、それでもなお都道府県旅行業主管課において申請者等が暴力団等に該当する懸念がある場合には、警視庁又は道府県警察の暴力団対策を主管する課の長に対し、別紙様式により照会を行うようお願いいたします。

記

○照会対象となる者

（1）旅行業、旅行業者代理業関係

- ・旅行業の登録を受けようとする者又は旅行業者
- ・旅行業者代理業の登録を受けようとする者又は旅行業者代理業者
- ・旅行業務取扱管理者
- ・旅程管理業務主任者

（2）旅行サービス手配業関係

- ・旅行サービス手配業の登録を受けようとする者又は旅行サービス手配業者
- ・旅行サービス手配業務取扱管理者

（別紙様式）

番 号
年 月 日

警視庁又は道府県警察
暴力団対策主管課長 殿

各都道府県旅行業主管課長

照 会 書

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録等の事務に関し、下記の者が同法において排除の対象となる暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）その他の者に該当するかについて照会します。

記

- 1 名称（個人の場合は氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、個人が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別）
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別（個人の場合は不要）
- 4 役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別（個人の場合は不要）

参考：対応表

	暴力団員等 (※)	営業に関し成年者と同一の 行為能力を有しない未成年 者でその法定代理人が暴力 団員等(※)に該当する者	法人であって、その役 員のうちに暴力団員等 (※)に該当する者が あるもの	暴力団員等 (※)がその事 業活動を支配す る者
旅行業の登録を 受けようとする 者又は旅行者 (第6条第1項 第3号及び第 19条第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行者代理業 の登録を受けよ うとする者又は 旅行者代理業 者 (第6条第1項 第3号及び第 19条第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行業務取扱管 理者 (第11条の2 第6項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—
旅程管理業務主 任者 (第12条の1 1第1項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—
旅行サービス手 配業の登録を受 けようとする者 又は旅行サービ ス手配業者 (第26条第1 項第1号及び 第37条第1 項第2号)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)
旅行サービス手 配業務取扱管理 者 (第28条第2 項)	○ (照会の対象)	○ (照会の対象)	—	—

※暴力団員等：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

観 観 産 第 6 2 2 号
平成29年12月28日

各地方運輸局観光部長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）による改正後の旅行業法においては、第6条等において暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団等がその事業活動を支配する者を排除する条項が整備されました。

これら条項の運用につき、別添のとおり各都道府県旅行業主管課長に対して通知していますので、ご了承願います。

観 観 産 第 6 2 2 号
平成29年12月28日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

改正旅行業法による暴力団排除規定の運用について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）による改正後の旅行業法においては、第6条等において暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団等がその事業活動を支配する者を排除する条項が整備されました。

これら条項の運用につき、別添のとおり各都道府県旅行業主管課長に対して通知していますので、ご了承願います。